

一般財団法人建設工学研究振興会 委託研究、試験、調査等の実施に関する規程

第1条 本会において委託研究、試験、調査等を実施するときは、この規程による。

第2条 研究、試験、調査等の委託は、研究上の価値があると認めたとき、あるいは、建設工学の発展上有益であり、かつ本会の事業として実施しても支障がないと認めた場合にこれを受理する。

第3条 本会に研究、試験、調査等を委託しようとするものは、所定の委託申込書または試験依頼書を提出する。

第4条 研究、試験、調査等に関する委託料金は、受託の都度、これを定める。ただし、受託後、著しく物価が変動した場合、あるいは研究、試験、調査の実施中にその内容を改変する必要が生じた場合には、委託した者と協議の上、委託料金を増減することがある。

第5条 本会が第3条の委託申込書によって委託を受理する場合には、委託するものとの間に委託の契約を行う。

第6条 委託するものは、契約と同時に料金または物品等を前納するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、料金の一部または全部を委託事項の完了のときまで延期することができる。

第7条 委託事項が完了すれば、本会は委託したものにその結果を報告する。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(附 則)

- 1 この規程は、一般財団法人建設工学研究振興会の設立登記のあった平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人 建設工学研究振興会委託研究、試験、調査等の実施に関する規程は廃止する。

研究及び調査の委託申込について

一般財団法人建設工学研究振興会

1. 研究及び調査

(1) 委託申込について

委託申込の際は、まず「委託研究、試験、調査等の実施に関する規程」（以下「実施規程」という。）をご覧ください。それから、「実施規程」第3条により、委託申込書（様式1）の各事項欄に記入し、一般財団法人建設工学研究振興会理事長あて申請してください。

(2) 事前打合せについて

研究調査等の都合上、委託契約手続きの前に希望の内容を知ることが重要ですので、事前に担当者と打ち合わせをお願いします。

(3) 受託の諾否について

委託申込書を受けた場合、受託可能の件については、すみやかにご連絡いたします。（必要な場合は、承諾書をお送りいたします。）

(4) 契約締結について

受諾承諾の上は、「実施規程」第5条により、委託契約書（様式2）により契約を行います。ただし、契約書の様式その他に関し、やむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

(5) 委託料金について

「実施規程」第4条により決定した委託料金は、「実施規程」第6条により、前納が原則となっております。やむを得ない事情がある場合は、「実施規程」第6条ただし書きに基づき、ご相談ください。

(6) 研究成果の公表について

本会設立趣旨は、研究成果を広く公表し、公共の利益に供することになっておりますので、お差し支えのある場合は、委託申込の際その旨、附記またはご相談願います。

2. 試験

(1) 試験申込について

試験申込をされたい方は、「実施規程」をご覧ください。それから試験依頼書（様式3）の各事項欄を記入し、一般財団法人建設工学研究振興会理事長あて申請してください。

(2) 試験料について

「実施規程」第6条により前納が原則となっております。やむを得ない事情がある場合は、「実施規程」第6条ただし書きに基づき、ご相談ください。